

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部地域活動支援室地域支援担当 ☎32-6306)



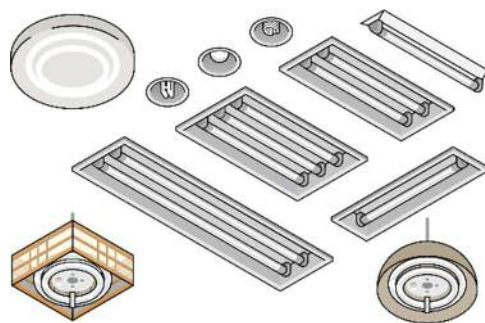
「まだ使える」が命取り！

古い照明器具の事故にご注意を

ご家庭で10年以上使用している照明器具はありませんか？「見た目はきれいで、まだ明るく点灯するから大丈夫」と思っていないですか？実は、長期間使用した照明器具は、目に見えない内部で深刻な劣化が進んでいる可能性があります。

◆ 蛍光灯器具は「電気製品」です

照明器具は、内部に安定器などの電気部品を内蔵した「電気製品」です。一般的に耐用年限は10年とされています。NITE（製品評価技術基盤機構）によると、10年を超えた器具は、外観に異常がなくても内部の絶縁性能が低下しており、発煙や発火事故に至るおそれがあります。



◆ 事故を防ぐためのポイント

・ 10年が交換のサイン

設置から10年以上経過している場合は、安全のため新しいLED照明器具への交換が強く推奨されています。器具本体に貼られたシールで「製造年月」を確認しましょう。

・ 異常時は即停止を

「点灯までの時間が長い」「チカチカする」「焦げたにおいがする」などの異変を感じた場合は、すぐに電源を切り、使用を中止してください。

・ 安易な改造は厳禁

古い器具を無理に改造したり、適合しないランプを取り付けたりすることは、火災の原因となるため絶対に行わないでください。

消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで（夜間は予約制）

電話：33-6510又は局番なし188



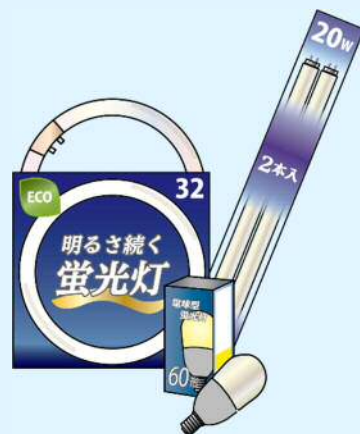
消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

【蛍光灯の処分方法】

古い照明器具を処分する際、蛍光灯は水銀を含む有害ごみとなります。苦小牧市では以下の方法で回収しています。

拠点回収（無料） 家電量販店やホームセンター等の市内協力店に設置された回収ボックスへお持ち込みください。対象は家庭から出る「環型・直管型・電球型」の蛍光灯です。なおLED照明は対象外です。※割れないよう購入時の箱等に入れてください。

燃やせないごみ 割れてしまった場合や持ち込みが困難な場合は、有料の「燃やせないごみ」として出せます。破片でケガをしないよう厚紙等で包み、袋に「キケン」と明記してください。



市内の小学校で消費生活出前講座を行いました！

令和8年6月26日（金）に日新小学校において、5年生を対象とした「消費生活出前講座」を行いました。

講師は消費者センターの消費生活相談員が務め、契約の仕組みや買い物の注意点のほか、消費者トラブルに巻き込まれないために必要なことをお伝えしました。講座の最後には、児童の中から出演者を決めて『オンラインゲームの甘い罠～まずいと思っても隠さない！～』と題した寸劇を演じていただきました。先生、児童の皆さんの御協力により、講座の内容が深まったと思います。日新小学校の皆さん、ありがとうございました！



〔お問合せ〕

苦小牧市市民生活部地域活動支援室地域支援担当

住 所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電 話：32-6306

